

第 4529 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 7月19日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 消費税の課税区分を間違ったとき

Q：消費税の95%ルールが見直されたことに伴い、個別対応方式を採用することになりそうです。用途区分を間違えた場合、適用が認められなくなるということはあるのでしょうか？

A：区分を明らかにしておれば、認められなくなるということはありません。

【解説】

消費税では、仕入税額控除を計算する場合、課税仕入の用途区分が明らかにされている場合は個別対応方式を適用することができますが、用途区分ができていないときは一括比例配分方式を適用して仕入税額控除の金額を求めることになっています。

では、用途区分が間違っていた場合はどうなるか、すなわち個別対応方式が認められなくなってしまうのかですが、これについては、個別対応方式の適用要件が、個々の課税仕入について用途区分を明らかにしていることとされていますことから、その用途区分が間違っていたとしても、用途区分さえきちんと明らかにしておれば、たとえ税務調査で用途区分の間違いを指摘されたとしても、その用途区分を修正して申告すればよく、個別対応方式そのものが否認され、一括比例配分方式で申告するようになることはないものと思われます。

とはいうものの、用途区分を間違えれば納付税額も違ってきますし、法人税の控除対象外消費税の計算にも影響しますので、間違いのないようにしなければなりません。

